

高等学校等通学費助成制度

高等学校等(※)に通学する生徒の保護者に対して、通学に要する経済的負担を軽減するため、2つの制度で通学費助成を行っています。該当となれば両方申請

することもできます。

※公立、私立の高等学校、高等専門学校(3年次まで)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程のこと



◆高等学校等に通学するお子さんと同居している保護者のみなさんへ

制度名	通学支援助成金
対象者	伯耆町に住所を有する生徒と同居している保護者
助成内容	通学した月を支給対象月(8月及び3月を除く。)として1か月当たり1,000円を助成します。 (例) 4月～翌年3月に通学した場合、1,000円×10か月=10,000円を助成
申請期間	3月1日(水)～3月17日(金)

◆定期乗車券等を利用して高等学校等に通学するお子さんと同居している保護者のみなさんへ

制度名	定期乗車券等購入助成金
対象者	伯耆町に住所を有し、県内の高等学校等への通学に定期乗車券等を使用し公共交通機関を利用する生徒と同居している保護者
助成内容	定期乗車券等の購入額1か月当たり7,000円を超えるときに、超えた額に相当する額を助成します。(3月を除く。) (例) 定期乗車券の購入額合計が1か月当たり8,500円の場合、8,500円-7,000円=1,500円を助成
申請期間	3月17日(金)まで随時

申請に必要なもの

- ①伯耆町高等学校等通学助成金交付申請書兼請求書
- ②保護者の本人確認ができるもの(免許証、マイナンバーカード等)
- ③学生証の写し又は在学証明書
※デジタル学生証の場合は、ページを印刷したものをご持参ください。
- ④認印(自署の場合は不要)
- ⑤振込先の通帳(申請をされる保護者と同名義の通帳)

〈定期乗車券等購入助成金を申請する場合は、上記に加えて⑥が必要です〉

- ⑥定期乗車券の写し又は使用済みの定期乗車券、回数乗車券原本又は当該回数乗車券の領収書の写し
※紛失した場合は、紛失した乗車券の購入額については助成対象外となります。

その他注意していただきたいこと

- ・助成金の申請は、各学年度に申請を行ってください。過去の年度に遡って申請することはできません。
- ・助成対象期間は、高等学校の就学から3年間が上限です。
- ・交付申請書兼請求書・関係書類の一部は、窓口で配布するほか、町ホームページからダウンロードできます。

申請・問い合わせ先 教育委員会事務局 総務学事室 TEL 0859-62-0927

とき	2月9日(木) 受付13:00～	ところ	岸本公民館 2階
対象者	もの忘れなどが心配で、個別相談を希望するご本人やそのご家族 定員3名程度(先着順)	費用	無料
持ち物	お薬手帳など(現在飲んでいいるお薬がわかる物)	申込締切	2月6日(月)

申込み・問い合わせ先

健康対策課 生活相談室(伯耆地域包括支援センター)
TEL 0859-68-5535

もの忘れなどが気になる方を対象に、相談医による個別相談会を行います。
「もの忘れの相談をしたいけど専門医療機関には行きづらい」などお悩みの方も、ぜひこの機会にご相談ください。ご家族だけの相談も可能です。参加を希望する方は、申込み先までご連絡ください。

相談医による

『もの忘れ相談会』の

お知らせ